

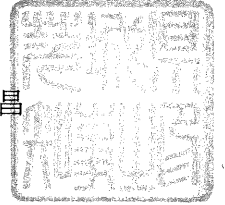
税指令第17号

茨城県古河市鴻巣1189番地の4
社団法人古河法人会

平成24年9月3日付け申請のあった移行認定については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定に基づき、別紙のとおり公益社団法人として認定する。

平成25年3月19日

茨城県知事 橋本 昌



- 1 法人コード
A019595
- 2 法人の名称
社団法人古河法人会
- 3 認定を受けた後の法人の名称
公益社団法人古河法人会
- 4 代表者の氏名
弓削 重次
- 5 主たる事務所の所在場所
茨城県古河市鴻巣1189番地の4
- 6 公益目的事業
 - (1) 税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業
 - (2) 地域の経済・社会環境の整備改善等を図るための事業
- 7 収益事業等
 - (1) 会員の福利厚生に資する事業
 - (2) 会員支援のための親睦・交流等に関する事業
- 8 旧主務官庁の名称
財務省支部局（関東信越国税局長）